

11 病 気 休 暇

（１）病気休暇の区分及び期間

（ア）公務上の負傷若しくは疾病（公益的法人等派遣条例第２条第１項の規定により派遣された職員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第１０条第１項の規定により派遣された退職派遣者（派遣職員等）の派遣先の業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員等の通勤による負傷又は疾病を含む。）必要と認められる期間

（イ）結核性疾患 １年以内で必要と認められる期間

（ウ）（ア）及び（イ）以外の負傷又は疾病 ９０日以内で必要と認められる期間

ただし、次の疾病については、さらに９０日以内で必要な期間につき延長できる。

（ｉ）高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病

（ii）精神又は神経に係る疾病

（iii）妊娠悪阻、切迫流産、子宮外妊娠、胎状奇胎、後期妊娠中毒症

（iv）その他治療困難な疾病で人事委員会が特に必要と認めるもの

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病）

※ 期間の計算に当たり、職員が先に当該請求に係る疾病と同一であると認められる疾病による病気休暇の取得、又は加えて病気休職の処分を受けていたときは、先の病気休暇又は先の病気休職の期間が連続し、又は１８０日以内で断続しており、かつ、復帰又は復職から１８０日以内に当該請求に係る病気休暇を取得するときには、先の病気休暇の期間と通算する。

※ 病気休暇の期間の計算には、週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を含めること。

（２）病気休暇の単位 １日又は１時間

（３）病気休暇の手続

（ア）病気休暇の請求

あらかじめ病気休暇申請書を提出する。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ申請できなかった場合は、勤務しなかった日から週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を除き遅くとも３日以内に申請する。

病気休暇申請書には、診断書を添付する。ただし、６日（週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を除く。）を超えない期間の病気休暇については、負傷又は疾病の事実を証する書面（診察券等受診の事実を示すもの。やむを得ない事情により医療機関の診察を受けられない場合は、負傷又は疾病の日時、症状、経過等を記載した本人の疎明書。）で診断書に代えることができる。

（イ）療養経過の報告

（１）（ア）又は（イ）の休暇を取得した場合は、３か月ごとに医師の診断書を添付した療養経過報告書を提出する。

（ウ）病気休暇の承認の取消し

承認済みの病気休暇の期間が満了する前に出勤しようとするときは、承認取消申請書を提出する。承認された病気休暇の期間が６日（週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を除く。）を超える場合は、医師の診断書を添付する。

条例第１５条

（学）条例第１３条
規則８—５第２１条
規則８—６第１９条
通知ア、通知イ

条例第１８条

（学）条例第１６条
規則８—５
第２５条、第２７条
第２９条
規則８—６
第２３条、第２５条
第２７条
通知ア、通知イ

12 特 別 休 暇

条例第16条
(学) 条例第14条
規則8—5第22条
規則8—6第20条
通知ア、通知イ

(1) 特別休暇の種類及び期間並びに運用上の留意点

号	種 類	期 間
1	職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	「選挙権その他の公民としての権利」とは、公職選挙法に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等をいう。	
2	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
3	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に必要な検査、入院等をする場合	必要と認められる期間
	ア 「骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合」とは、骨髄バンク事業以外で骨髄又は末梢血幹細胞の提供を行う場合も含まれる。 イ 「必要と認められる期間」には、骨髄データセンター等への往復に要する期間も含まれる。なお、骨髄又は末梢血幹細胞の提供を原因として他の疾病を発症した場合には、その時点から病氣休暇として取り扱う。 ウ 「当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等」とは、骨髄又は末梢血幹細胞の提供に至る以前に何らかの事情により提供を行わなかった場合の、それ以前の行為を含む。 エ 「配偶者、父母、子及び兄弟姉妹」に対して骨髄又は末梢血幹細胞を提供する場合には、事前の検査等は年次有給休暇で対応することとなるが、骨髄又は末梢血幹細胞の採取後の入院期間については、病氣休暇として取り扱うことができる。	
4	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ロ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動 ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1 暦年5日以内で必要と認められる期間
	ア 「5日」の取扱いについては、暦日によるものとする。 イ 「相当規模の災害」とは、災害救助法による救助の行われる程度の規模の災害をいい、「被災地又はその周辺の地域」とは、被害が発生した市町村（特別区を含む。）又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県をいい、「その他の被災者を支援する活動」とは、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他	

	必要な援助をいう。 ウ 「人事委員会が定めるもの」とは、次に掲げる施設とする。 ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設及びそれ以外の同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設（③及び⑦に掲げる施設を除く。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター並びに同条第28項に規定する福祉ホーム ② 身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設 ③ 児童福祉法第7条第1項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理治療施設並びに児童発達支援センター以外の同法第6条の2の2第2項及び第3項に規定する施設 ④ 老人福祉法第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム ⑤ 生活保護法第38条第1項に規定する救護施設、更生施設及び医療保護施設 ⑥ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院 ⑦ 医療法第1条の5第1項に規定する病院 ⑧ 学校教育法第1条に規定する特別支援学校 ⑨ ①から⑧までに掲げる施設のほか、これらに準ずる施設であって人事委員会事務局長が定めるもの エ 「その他の日常生活を支援する活動」とは、身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助をいう。	
5	職員が結婚する場合	連続する7日以内で必要と認められる期間 結婚の5日前の日から、結婚後6月を経過するまでの期間内に取得する。ただし、業務の都合等やむを得ない理由により、この期間内に取得できないと任命権者が認める場合は、当該結婚の後1年を経過する日までの期間内に取得することができる。
6	妊娠中の女子職員が妊娠に起因する障害（つわり）のため勤務することが著しく困難である場合	10日以内で必要と認められる期間 ア 「妊娠中」とは、医師又は助産師（以下「医師等」という。）により、妊娠が確認された時から出産までをいう（以下同じ。）。 イ 「10日以内で必要と認められる期間」とは、一妊娠期間を通じて継続して又は断続して10日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。
7	妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	1日1時間又は1日2回各30分 ア 「交通機関の混雑の程度」とは、登庁又は退庁の時間帯において通常利用する交通機関がおおむね定員を超過している状態をいい、公共の交通機関の乗降場、車内又は道路における混雑も含まれる。 なお、「交通機関」とは、電車、バス等の公共交通機関の他、妊娠中の女子職員が運転する自動車も含まれる。 イ 「母体又は胎児の健康維持に支障があると認められる場合」とは、妊娠中の女子職員が、母子保健法第10条の規定に基づく保健指導（以下単に「保健指導」という。）又は同法第13条の規定に基づく健康診査（以下単に「健康診査」という。）を受け、医師等から通勤緩和の指導を受けた場合をいう（医師等から具体的な指導がない場合も含まれる。）。
8	妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	必要と認められる期間 ア 「出産後1年」とは、出産日の翌日から数えて1年目に当たる日の前日までをいう。 イ 「母子健康法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合」の休暇期間は、妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回（医師等がこれと異なる指示をした場合には、

	いずれの期間についてもその指示された回数）とし、1回につき1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間とする。 ウ 母子保健法の規定による保健指導又は健康診査は、医師等による産科に関する健康診査とその健康診査に基づく保健指導として一対の「健康診査及び保健指導」であり、「健康診査」を受診した日とは別の日に「保健指導」のみ受ける場合についても両者をあわせて「1回」とみなすこと。 エ 「保健指導」及び「健康診査」の対象は女子職員本人に限られ、配偶者、乳児、幼児は含まれない。 オ 「保健指導」及び「健康診査」には、母親学級及び両親学級等の集団での保健指導、歯科健康診査及び歯科保健指導を受ける場合も含まれる。	
9	妊娠中の女子職員が、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして適宜休息し、又は補食する場合 必要と認められる期間	
	ア 「その業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして適宜休息し、又は補食する場合」とは、保健指導又は健康診査を受け、勤務の負担が妊娠の経過に影響を及ぼすとして、医師等から当該女子職員が適宜の休息や補食ができるよう必要な措置を講ずる旨の指導を受けた場合をいう（医師等から具体的な指導がない場合も含まれる。）。 イ 「適宜休息し、又は補食する場合」は、正規の勤務時間等の始めから連続する時間若しくは終わりまで連続する時間又はこの特別休暇を請求した職員について他の規定により勤務しないことを承認し又は受理している時間に連続する時間以外の時間で適宜休息し、又は補食するために必要とされる時間とする。	
10	女子職員が妊娠12週未満で流産した場合 10日以内で必要と認められる期間	
	「10日以内で必要と認められる期間」の決定は、医師の診断書、証明書等により行う。	
11	女子職員が8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産を予定している場合 出産の日までの申し出た期間	
12	女子職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間	
	「出産」とは、妊娠満12週以後の分娩をいい、死産及び流産を含む。	
13	女子職員が生後満1年6箇月に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ1時間以内又は30分で合計して1日90分以内	
14	男子職員が生後満1年6箇月に達しない子を育てる場合（その妻（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が就労していない場合で、負傷、疾病、心身に障害等の状況にあり、当該子の養育に当たることが困難なとき、又はその妻が介護、就労等のため、男子職員の勤務時間帯において当該子の養育を現実に行うことができないとき。） 1日2回それぞれ1時間以内又は30分でその妻が取得する時間と合計して1日90分以内	
15	女子職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合 2日以内	
16	職員が妻又は子（配偶者の子を含む。）若しくは子の配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間において2日以内で必要と認められる期間	
	ア 「妻又は子（配偶者の子を含む。）若しくは子の配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認めら	

	れる場合」とは、職員の妻又は子若しくは子の配偶者の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、出生の届出等、出産に係る世話のため勤務しない場合をいい、子又は子の配偶者の出産に伴い、この休暇を取得する場合は、職員以外に出産に係る世話をする者がいない場合に限る。 イ 前記アの「職員以外に出産に係る世話をする者がいない場合」には、職員が当該休暇を取得する日又は時間において、実際に出産に係る世話をする者がいない場合も含む。 ウ 「2日以内で必要と認められる期間」は、継続して又は断続して2日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。	
17	職員の妻又は子若しくは子の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、職員が当該出産に係る子若しくは孫又は小学校就学の始期に達するまでの子若しくは孫の世話をするため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内において5日以内で必要と認められる期間
	ア 「当該出産に係る子若しくは孫又は小学校就学の始期に達するまでの子若しくは孫の世話」とは、当該出産に係る子若しくは孫又は小学校就学の始期に達するまでの子若しくは孫の食事、排せつ、入浴等の日常生活上の世話のほか、保育所への送迎等をいい、孫のため、この休暇を取得する場合は、職員以外に当該孫の世話をする者がいない場合に限る。 イ 前記アの「職員以外に当該孫の世話をする者がいない場合」には、職員が当該休暇を取得する日又は時間において、実際に当該孫の世話をする者がいない場合も含む。 ウ この号の「孫」には、配偶者の孫を含む。 エ 「5日以内で必要と認められる期間」は、継続して又は断続して5日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。	
18	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子に健康診断又は予防接種を受けさせる場合（小学校就学の始期に達した子については、予防接種法に基づく予防接種を受けさせる場合に限る。）で、その子の介助のため勤務しないことが相当であると認められるとき	必要と認められる期間
	ア 「中学校就学の始期に達するまで」とは、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう（以下同じ）。 イ 「養育する」とは、当該子と同居してこれを監護することをいう（以下同じ）。 ウ 「健康診断」は、疾病の予防を図るためのものをいい、母子保健法第12条及び第13条に基づく健康診査以外のものも含まれる（小学校就学の始期に達するまでの子のみが対象。）。 エ 「予防接種」は、疾病の予防を図るためのものをいい、小学校就学の始期に達するまでの子については、インフルエンザ予防接種など、予防接種法に定める定期の予防接種以外のものも含まれる。小学校就学の始期に達した子については、同法に基づくもの（定期の予防接種及び臨時の予防接種）に限る。	
19	職員が、負傷し又は疾病にかかったその配偶者又は二親等内の血族若しくは姻族（養育する中学校就学の始期に達するまでの子を除く。）の看護を行う場合で、当該職員以外に看護を行う者がいないため勤務しないことが相当であると認められるとき	1暦年5日以内で必要と認められる期間

	ア 「看護」とは、負傷若しくは疾病による治療若しくは療養中の看病又は通院等の世話をを行うことをいい、後遺障害の機能回復訓練（リハビリテーション）の介助は含まない。看護のため勤務しないことが相当であることの判断に当たっては、被看護者の負傷又は疾病の事実を明らかにする書面（医師の診断書、医療機関が発行する領収書等受診の事実を示すもの又は負傷若しくは疾病の日時、症状、経過等を記載した職員の疎明書）により行うことができるものとする。 イ 「看護を行う者がいない」とは、被看護者と通常生活をともにする者及び被看護者の二親等以内の親族のうちで、現実に看護する者がいない場合のほか、老齢、幼少、通学、遠隔等のため看護を行うに相当と認められる者がいない場合も含む。 ウ 「5日以内で必要と認められる期間」とは、1暦年を通じて継続して又は断続して5日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。	
20	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、負傷し又は疾病にかかったその子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）以内で必要と認められる期間
	ア 「看護」の定義及び看護のため勤務しないことが相当であることの判断方法は、前号アの規定と同様とする。 イ 「5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）以内で必要と認められる期間」は、一暦年を通じて継続して又は断続して5日又は10日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。なお、養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、1人についてであっても10日以内を認めることができる。	
20 の 2	義務教育終了前の子を養育する職員が、その子が在籍する学校等が実施する行事に参加するため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年2日（義務教育終了前の学校等に在籍する子が2人以上の場合にあっては3日）以内で必要と認められる期間
	ア 「学校等が実施する行事に参加するため勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、義務教育終了前の子が在籍する児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校が実施する行事のうち、家庭訪問やいわゆる三者面談等の子を養育する職員の出席が必要とされる行事（一斉に行われるものに限る。）のほか、入学式、卒業式、運動会、授業参観等に参加する場合をいい、PTA等の子の保護者及び当該学校等の教職員で構成される団体又はその連合体が実施する行事に参加する場合は含まない。 イ 「2日（義務教育終了前の学校等に在籍する子が2人以上の場合にあっては3日）以内で必要と認められる期間」とは、一暦年を通じて継続して又は断続して2日又は3日以内を認めるものとし、この場合時間単位で付与して差し支えない。	
21	職員が次に掲げる要介護者の介護等をする場合 イ 要介護者の介護 ロ 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話	1暦年5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）以内で必要と認められる期間
	「5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）以内で必要と認められる期間」は、一暦年を通じて継続して又は断続して5日又は10日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。なお、要介護者が2人以上の場合にあっては、1人についてであっても10日以内を認めることができる。	

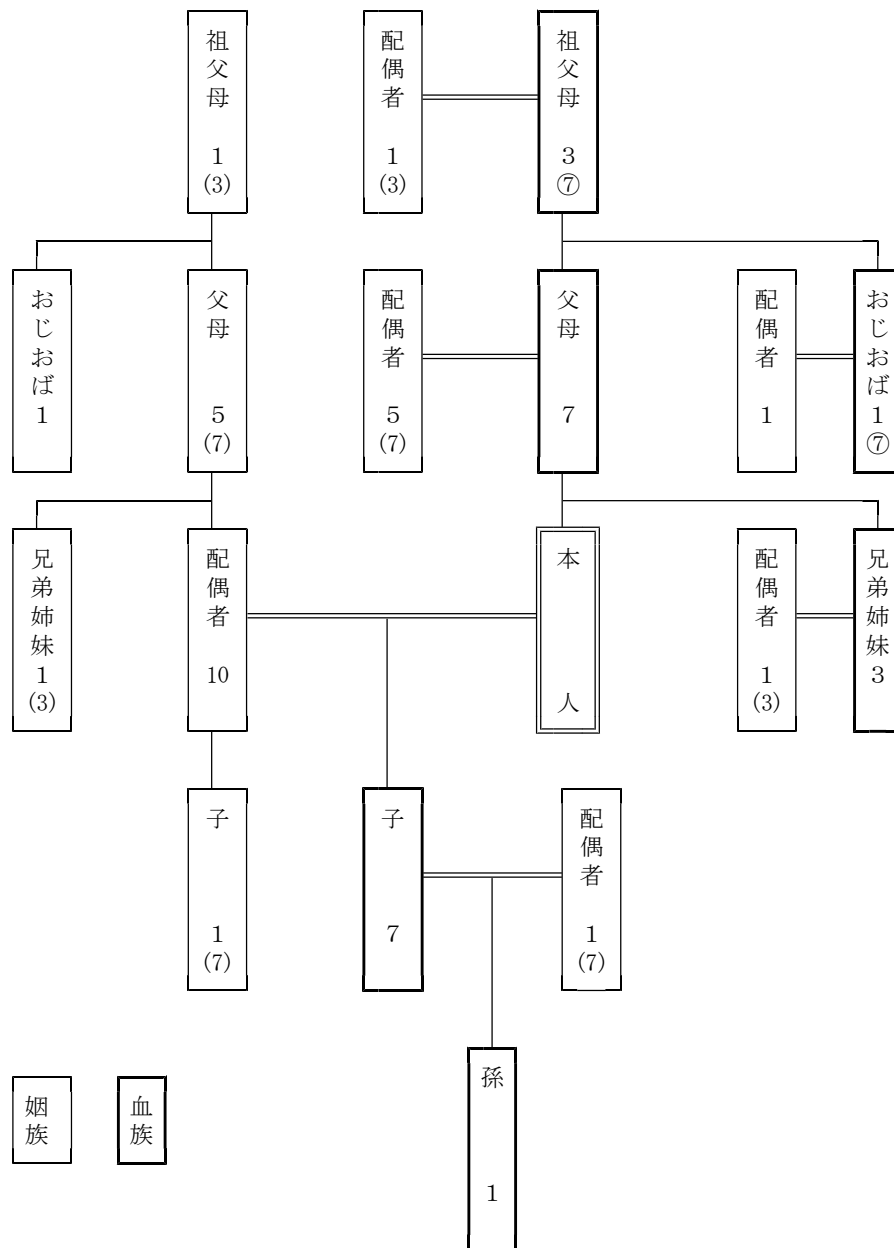
22	職員の親族（次表の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 同表の親族の区分に応じ同表の日数の欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">親 族</th><th colspan="2">日 数</th></tr> <tr> <th>血 族</th><th>姻 族</th></tr> <tr> <td>配 偶 者</td><td>10日</td><td></td></tr> <tr> <td>父 母</td><td>7日</td><td>5日〔職員と生計を一にしていた場合は、7日〕</td></tr> <tr> <td>子</td><td>7日</td><td>1日〔職員と生計を一にしていた場合は、7日〕</td></tr> <tr> <td>祖 父 母</td><td>3日〔職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7日〕</td><td>1日〔職員と生計を一にしていた場合は、3日〕</td></tr> <tr> <td>孫</td><td>1日</td><td></td></tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td><td>3日</td><td>1日〔職員と生計を一にしていた場合は、3日〕</td></tr> <tr> <td>おじおば</td><td>1日〔職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7日〕</td><td>1日</td></tr> </table>		親 族	日 数		血 族	姻 族	配 偶 者	10日		父 母	7日	5日〔職員と生計を一にしていた場合は、7日〕	子	7日	1日〔職員と生計を一にしていた場合は、7日〕	祖 父 母	3日〔職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7日〕	1日〔職員と生計を一にしていた場合は、3日〕	孫	1日		兄弟姉妹	3日	1日〔職員と生計を一にしていた場合は、3日〕	おじおば	1日〔職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7日〕	1日
親 族	日 数																											
	血 族	姻 族																										
配 偶 者	10日																											
父 母	7日	5日〔職員と生計を一にしていた場合は、7日〕																										
子	7日	1日〔職員と生計を一にしていた場合は、7日〕																										
祖 父 母	3日〔職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7日〕	1日〔職員と生計を一にしていた場合は、3日〕																										
孫	1日																											
兄弟姉妹	3日	1日〔職員と生計を一にしていた場合は、3日〕																										
おじおば	1日〔職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は、7日〕	1日																										
23	職員が、父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合 「特別な行事」とは、社会一般の慣習により、例えば神道にあっては年祭、仏教にあっては回忌（49日、100日、1回忌、3回忌等）など祭事、法事等をいい、うら盆、彼岸会等の祭礼を含まないものとし、父母、配偶者及び子の死亡後15年以内に行われるものに限る。 なお、「父母」とは、実、養父母をいう。	1日以内																										
24	職員が夏季において盆等の行事を行い、又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合 「5日以内で必要と認められる期間」は、週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を除いて原則として連続して付与する。ただし、特に必要と認められる場合には、「日」単位で付与して差し支えない。	一の年の7月から9月までの期間において5日以内で必要と認められる期間（<u>業務の都合により当該期間内に使用することが困難であると任命権者が認める場合にあっては、6月から10月までの期間</u>）																										
25	人事委員会が定める職員が心身の活力を高め、職務への意欲の喚起を図る場合	人事委員会が定める年度における連続する3日以内で必要と認められる期間																										

	「人事委員会が定める職員」及び「人事委員会が定める年度」とは次に掲げる職員及び年度とする。 ア イからオまでに掲げる職員以外で各年度中に満４０歳及び満５０歳に達する職員 満４０歳又は満５０歳に達する日の属する年度（各年度の３月３１日に満４０歳及び満５０歳に達する職員の場合には当該各年度とする。以下「基準年度」という。） イ ウからオまでに掲げる職員以外で満４０歳及び満５０歳に達する年度中に長期の休暇等やむを得ない理由によりこの特別休暇を取得できなかったものと任命権者が認める職員 基準年度の翌年度 ウ 次に掲げる職員で当該派遣等の期間を含む年度中に満４０歳及び満５０歳に達する職員（当該期間中にこの特別休暇に相当する休暇を取得できなかった職員に限る。） 基準年度（当該年度が職務復帰等をした年度に当たる場合を除く。）又は職務復帰等をした年度 ① 地方自治法第２５２条の１７第１項の規定により派遣された職員 ② 外国派遣条例第２条第１項の規定により派遣された職員 ③ 公益的法人等派遣条例第２条第１項の規定により派遣された職員 ④ ①から③までに掲げる職員以外で国又は他の地方公共団体等に派遣された職員 ⑤ 任命権者の命令により県の機関以外の研修機関等に派遣されて研修を受ける職員 ⑥ 職員の分限に関する条例第２条第１号に掲げる事由に該当して休職にされた職員 エ 公益的法人等派遣条例第１２条第１号に規定する退職派遣者で当該特定法人の業務に従事すべき期間を含む年度中に満４０歳及び満５０歳に達する職員（当該期間中にこの特別休暇に相当する休暇を取得できなかった職員に限る。） 基準年度（当該年度が公益的法人等派遣条例第１０条第１項の規定により職員として採用された年度に当たる場合を除く。）又は公益的法人等派遣条例第１０条第１項の規定により職員として採用された年度 オ 退職して国又は他の地方公共団体等に派遣された職員で当該派遣期間を含む年度中に満４０歳及び満５０歳に達する職員（当該派遣期間中にこの特別休暇に相当する休暇を取得できなかった職員に限る。） 基準年度（当該年度が職務に復帰した年度に当たる場合を除く。）又は職務に復帰した年度	
26	地震、水害、火災その他の災害、交通機関等の事故、法令の規定に基づく交通遮断又は隔離その他の不可抗力の原因により、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
	ア 「地震、水害、火災その他の災害」とは、法令等の規定により公共の機関に協力する場合、非常災害により職員の現住居が滅失又は損壊した場合及び通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合を含む。 イ 「交通機関等の事故」には、自家用車による通勤者が自己の責めによらない事故によって通勤不可能となる場合（通常１日を限度とする。）又は遅れて出勤する場合が含まれる。	
27	職員が不妊治療等を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一暦年６日（体外受精その他人事委員会が定める不妊治療を受ける場合にあっては１０日）以内で必要と認められる期間
	ア 「不妊治療等」とは、医師が行う不妊の原因を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等のほか、医療機関に通院する場合、医療機関が実施する説明会へ出席する場合、不育症の治療を行うため通院する場合をいう。 イ 「人事委員会が定める不妊治療」とは、体外受精及び顕微授精とする。 ウ 「６日（体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療を受ける場合にあっては、１０日）以内で必要と認められる期間」とは、一暦年を通じて継続して又は断続して６日又は１０日以内を認めるものとし、この場合、時間単位で付与して差し支えない。	
28	職員が学校教育法第５４条の規定に基づく高等学校の通信教育生徒又は同法第８４条の規定に基づく大学の通信教育学生となり、定められた面接授業に出席する場合	必要と認められる期間

	「定められた面接授業に出席する場合」の休暇期間は、各年ごとに出席する必要な期間をいい、2年以上まとめて出席する場合には、6週間を超えない期間についてのみ、休暇として取り扱う。	
29	職員が国又は県が行う職務の遂行に必要な資格試験、昇任試験を受ける場合	必要と認められる期間
30	職員が国、県その他の公共的団体から表彰を受けるため、表彰式に出席する場合	必要と認められる期間
	「国、県その他の公共的団体」とは、国、地方公共団体のほか、国又は地方公共団体がその構成員となっている団体、国又は地方公共団体が当該団体の活動資金を負担し、かつ、その活動に密接にかかわっている団体等をいう。	
31	職員が国際的な運動競技会又は国、地方公共団体若しくはこれに類する団体が主催する運動競技会に、選手又は役員として参加する場合	必要と認められる期間
	ア 「国際的な運動競技会」とは、オリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会等複数の国の選手が参加し、国際的な規模で開催される運動競技会をいう。 イ 「国、地方公共団体若しくはこれに類する団体が主催する運動競技会」とは、国民スポーツ大会、県民体育大会のほか、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体等公的団体が主催する運動競技会をいう。 ウ 職員がこれらの運動競技会に選手又は役員として参加する場合は、主催者等から参加を要請された場合に限るものとする。	
32	職員が職務に関連があると認められる海外視察及び海外派遣団に参加する場合	必要と認められる期間
33	1～32に掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認め、人事委員会の承認を得た場合	承認を得た期間

※ 24、25の休暇を除き、期間の計算には、週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を含めること。

忌引休暇（第22号）の認められる親等図



※1 数字は取得日数

※2 ○付き数字は職員が代襲相続する場合の取得日数

※3 () 内の数字は職員と生計を一にしていた場合の取得日数

(2) 特別休暇の単位

1日又は1時間（(1)7、13及び14については1時間又は30分、9については15分）。ただし、(1)6、16、17、19、20、20の2、21及び27の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

1時間を単位として使用した(1)6、16、17、19、20、20の2、21及び27の特別休暇を日に換算する場合は、次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる時間数をもって1日とする。

(ア) (イ) 及び (ウ) の職員以外の職員

7時間45分

(イ) 斉一型短時間勤務職員

勤務日ごとの勤務時間の時間数（7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分とし、1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(ウ) 不斉一型短時間勤務職員

7時間45分

(3) 特別休暇の手続

(ア) 特別休暇の申請

あらかじめ特別休暇簿（所属長以下の専決事項に属さないものについては特別休暇申請書）により申請する。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ申請できなかった場合は、勤務しなかった日から週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日又は代休日を除き遅くとも3日以内に申請する。

特別休暇簿（申請書）には、勤務しない事由を明らかにする証明書類を添付する。ただし、6日（週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日又は代休日を除く。）を超えない期間の特別休暇については、休暇事由が明らかであると任命権者が認めるときは、書面の添付を省略することができる。

(イ) 特別休暇の承認の取消し

承認取消申請書を提出する。ただし、(1)13及び14の特別休暇の申出について、その一部の取消しを申し出る場合には、特別休暇承認取消申請書を提出する。

条例第18条

（学）条例第16条

規則8—5

第24条、第25条

第27条、第29条

規則8—6

第22条、第23条

第25条、第27条

通知ア、通知イ

13 介護休暇

(1) 介護休暇の要件

負傷、疾病、老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため勤務しないことが相当であること。

(2) 介護休暇の対象者

(ア) 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹

(イ) 職員と同居している次の者

(i) 配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者

(ii) 職員又は配偶者との間において事実上の父母又は子と同様の関係にある次の者

a 父母の配偶者

b 配偶者の父母の配偶者

c 子の配偶者

d 配偶者の子

(3) 介護休暇の期間

介護を必要とする一の状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内で必要と認められる期間。

条例

第17条、第18条

（学）条例

第15条、第16条

規則8—5第23条

第23条の2

第26条、第28条

第29条

規則8—6第21条

第21条の2

第24条、第26条

第27条

通知ア、通知イ

(4) 介護休暇の単位

1日又は1時間とし、時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。ただし、当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、合わせて4時間の範囲内とする。

(5) 介護休暇の手続

(ア) 指定期間の指定

2週間以上の期間を定めて、指定期間の指定申出書により指定を希望する期間の初日及び末日を申し出る。

(イ) 介護休暇の請求

あらかじめ介護休暇申請書を提出し、必要に応じて医師の診断書等被介護者が介護を要する状態であることを明らかにする書面を添付する。

なお、介護休暇は、できるだけ多くの期間について一括して請求するものとし、一回の指定期間について、初めて介護休暇を請求するときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

(ウ) 介護休暇の分割承認

介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

(エ) 介護休暇の承認の取消し

承認取消申請書を提出する。

14 介護時間

(1) 介護時間の要件

13(1)と同じ。

(2) 介護時間の対象者

13(2)と同じ。

(3) 介護時間の期間

介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く）。

(4) 介護時間の単位

30分とし、1日を通じ始業から連続し、又は、就業まで連続した2時間の範囲内とする。ただし、育児部分休業と同日に取得する場合は、両者を合わせて2時間を超えない範囲とする。

(5) 介護時間の手続

(ア) 介護時間の請求

あらかじめ介護時間請求書を提出し、必要に応じて医師の診断書等被介護者が介護を要する状態であることを明らかにする書面を添付する。

(イ) 介護休暇の承認の取消し

承認取消申請書を提出する。

条例第17条の2

第18条

(学) 条例

第15条の2

第16条

規則8—5

第23条の3

第26条、第28条

第29条

規則8—6

第21条の3

第24条、第26条

第27条

通知ア、通知イ

15 修学部分休業

地公法第26条の2
修学部分休業条例

(1) 対象職員

大学、高等専門学校、専修学校等の教育施設に修学する職員

(2) 期間

2年以内

16 高齢者部分休業

地公法第26条の3
高齢者部分休業条例

(1) 対象職員

定年退職日から5年間さかのぼった日後に勤務する職員

(2) 期間

定年退職日まで

17 自己啓発等休業

地公法第26条の5
自己啓発等休業条例
規則8—8

(1) 対象職員

職員としての在職期間が3年以上である職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）で任命権者の承認を受けたもの

(2) 自己啓発等の内容

- イ 大学等課程の履修
- ロ 国際貢献活動

(3) 期間

- イ 大学等課程の履修 2年以内（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則8—8で定める場合は3年）
- ロ 国際貢献活動 3年以内

18 配偶者同行休業

地公法第26条の6
配偶者同行休業条例

(1) 対象職員

外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする職員で任命権者の承認を受けたもの

(2) 期間

3年以内

19 育児休業

育児休業法
育児休業条例
規則8—7

(1) 対象職員

地方公務員の育児休業に関する法律で定める職員

(2) 期間

育児休業に係る子が3歳に達するまでのうち認められた期間	地公法第35条
	職専免条例
20 職務に専念する義務の免除	規則9—1
(1) 研修を受ける場合	
(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合	
(3) その他人事委員会が定める場合	
(ア) 県の特別職の職を兼ね、その職に関する事務を行う場合	
(イ) 職務に関連ある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に関する事務を行う場合	
(ウ) 県行政の運営上、その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役職員を兼ね、その事務を行う場合	
(エ) 国、地方公共団体又はその他の団体等から依頼を受け、県行政の運営上、特に必要と認められる講演又は講義等を行う場合	
(オ) 地方公務員法に基づく場合	
(i) 勤務条件に関する措置の要求をする場合	
(ii) 不利益処分に関する審査請求をする場合	
(iii) これらに係る審査の当事者として出頭を求められた場合	
(カ) 地方公務員災害補償法に基づく場合	
(i) 公務災害補償に関する審査請求又は再審査請求をする場合	
(ii) これらの審査に出頭を求められた場合	
(キ) 職員の苦情相談に関する規則に基づく苦情相談の調査及び処理のため事情聴取等を求められた場合	
(ク) (ア) から (キ) までの掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認め人事委員会が定めた場合	
※ 職務専念義務免除と営利企業従事制限について	地公法第38条
職務専念義務の免除を受けて従事する事務又は事業において、報酬を得る場合は、任命権者から営利企業等の従事許可を得ること。	教特法第17条
「報酬」とは、賃金、給料、手当等名称のいかんにかかわらず、労働の対価として支払われる一切をいう。ただし、旅費等の費用弁償は含まない。	規則9—0